

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準の一部改正
（県例規集登載）

子ども未来課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

指導監査室

○ 指定居室サービスの事業の廃止

〃

〃

〃

○ 知事指定薬物の指定

医薬安全課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 保安林の解除予定

〃

○ 海岸保全区域の指定の一部改正

水産課

○ 海岸保全区域の指定の廃止

〃

【公告】

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

耕地課

○ 基本測量の実施

監理課

目次

担当課（室）

○ 公共測量の終了

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

〃

〃

〃

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定

教育委員会

○ 水産動植物の採捕の禁止の指示

海区漁業調整委員会

【海区漁業調整委員会】

会

【教育委員会】

会

（以上県例規集登載）

〃

◎岡山県告示第百七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携
型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準（平成二十六年岡山県告示第
五百十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第六号中ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和
二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子ども
の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

第四条第七号中「小学校における教育との」を「小学校（義務教育学校の前期課程を
含む。以下同じ。）における教育との」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 ナイカイ塩業株式会社

住所 岡山県倉敷市児島味野一丁目11番19号

氏名 取締役社長 野崎 泰彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 ナイカイ塩業株式会社

所在地 岡山県玉野市胸上2721番地

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止	
種	類	27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供する施設のうち、ろ過施設(1)		27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供する施設のうち、ろ過施設(1)	
能	力	50m ³ /日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和5年6月予定		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和5年6月予定		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和5年6月予定		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続10時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	1	0	0
	p H	8.0		-	
	B O D (mg/L)	5	5	-	-
	C O D (mg/L)	5	5	-	-
	S S (mg/L)	10	10	-	-
	油 分 (mg/L)	0.2	0.2	-	-
	T-N (mg/L)	1.5	1.5	-	-
	T-P (mg/L)	0.5	0.5	-	-
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和5年3月14日から同年4月4日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

◎岡山県告示第百九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。
令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ドルフィンリビングサポート井原

2 所在地

井原市岩倉町三四二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ドルフィン・エイド

2 主たる事務所の所在地

倉敷市白楽町五九一番地一

三 廃止年月日

令和五年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇〇六二

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

◎岡山県告示第百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

藤原デイサービスセンター

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄七五番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

藤原メディカルサービス有限会社

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄七五番地の一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月六日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇一二

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第百十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所笠岡すみれ園

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ佑和会

2 所在地

広島県福山市瀬戸町地頭分小立二七二一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月六日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇〇七〇

五 サービスの種類

訪問介護

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

◎岡山県告示第百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和の音色

2 所在地

岡山県玉野市玉原二一七一三四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ジョイライフ

2 所在地

岡山県玉野市玉原二一七一三四

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月六日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一五四三

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第百十三号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N―（四―フルオロフェニル）―N―〔一―（二―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル〕―フラン―二―カルボキシアミド（通称名para―Fluorofuranylfentanyl、四F―furanylfentanyl、四F―F―F）及びその塩類
- 2 N―エチル―N―メチルトリプタミン（通称名MET）及びその塩類
- 3 （八R）―N・N―ジエチル―六―メチル―一―ペンタノイル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名V―LSD）及びその塩類
- 4 一―〔一―（三―メチルフェニル）シクロヘキシル〕ピロリジン（通称名三―M―PCPy、三―methyl―PCPy、三―M―erolicyclidine）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和五年三月十五日から施行する。

◎岡山県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所
備前市閑谷字淵ヶ谷五一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

◎岡山県告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
倉敷市児島通生字狐谷一三三八の三九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
水道事業用地とするため

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

◎岡山県告示第百十六号

昭和四十三年岡山県告示第六百二十九号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、岡山県農林水産部水産課及び岡山県備前県民局建設部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表岡山県岡山沿岸朝日漁港子父雁地区海岸の項及び岡山県岡山沿岸朝日漁港宝伝地区海岸の項を次のように改める。

岡山県岡山沿岸朝日漁港海岸子父雁地区海岸 (延長471.66m)	<p>基点1から基点8までの各点を順次結んだ線、基点8から補助点8-1、補助点7-1、補助点6-1、補助点4-1、補助点1-1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点1 岡山県瀬戸内市牛窓町大字鹿忍字子父雁7257番地の標柱</p> <p>基点2 基点1から 345° 00' の方向へ距離 28.0mの点</p> <p>” 3 ” 2 ” 302° 00' ” 59.0m ”</p> <p>” 4 ” 3 ” 290° 00' ” 34.0m ”</p> <p>” 5 ” 4 ” 270° 30' ” 71.0m ”</p> <p>” 6 ” 5 ” 257° 00' ” 64.0m ”</p> <p>” 7 ” 6 ” 245° 30' ” 87.0m ”</p> <p>” 8 ” 7 ” 228° 30' ” 99.0m ”</p> <p>補助点1-1 ” 1 ” 263° 30' ” 20.0m ”</p> <p>” 4-1 ” 4 ” 191° 00' ” 30.0m ”</p> <p>” 6-1 ” 6 ” 157° 00' ” 30.0m ”</p> <p>” 7-1 ” 7 ” 141° 00' ” 30.0m ”</p> <p>” 8-1 ” 8 ” 138° 00' ” 30.0m ”</p>
岡山県岡山沿岸朝日漁港海岸宝伝地区海岸 (延長1,969.40m)	<p>基点1から基点25までの各点を順次結んだ線、基点25から補助点25-2、補助点25-1、補助点24-1、補助点22-1、補助点19-1、補助点18-1、補助点13-1、補助点12-1、補助点10-1、補助点7-1、補助点1-1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点1 岡山県岡山市東区宝伝字赤石山3257の2番地の標柱</p> <p>” 2 基点1から 284° 17' の方向へ距離 63.0mの点</p> <p>” 3 ” 2 ” 13° 04' ” 58.6m ”</p> <p>” 4 ” 3 ” 289° 24' ” 70.7m ”</p> <p>” 5 ” 4 ” 185° 59' ” 39.3m ”</p> <p>” 6 ” 5 ” 284° 51' ” 49.6m ”</p> <p>” 7 ” 6 ” 261° 46' ” 55.0m ”</p> <p>” 8 ” 7 ” 250° 05' ” 26.3m ”</p> <p>” 9 ” 8 ” 258° 02' ” 33.1m ”</p> <p>” 10 ” 9 ” 231° 36' ” 85.2m ”</p> <p>” 11 ” 10 ” 253° 01' ” 19.0m ”</p> <p>” 12 ” 11 ” 302° 46' ” 44.5m ”</p> <p>” 13 ” 12 ” 266° 48' ” 141.6m ”</p>

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

	14	13	224° 25'	57.8m
	15	14	218° 02'	189.1m
	16	15	301° 22'	39.9m
	17	16	219° 40'	84.8m
	18	17	144° 05'	35.8m
	19	18	233° 06'	37.5m
	20	19	213° 23'	64.7m
	21	20	145° 10'	14.1m
	22	21	213° 43'	98.8m
	23	22	268° 26'	23.3m
	24	23	172° 23'	57.9m
	25	24	261° 44'	30.5m
	補助点1-1	1	153° 04'	43.8m
	7-1	7	156° 56'	71.0m
	10-1	10	169° 49'	66.3m
	12-1	12	196° 34'	58.4m
	13-1	13	162° 59'	59.8m
	18-1	18	117° 33'	65.7m
	19-1	19	143° 06'	55.8m
	22-1	22	92° 09'	60.1m
	24-1	24	132° 51'	132.1m
	25-1	25	166° 35'	102.0m
	25-2	25	228° 12'	33.0m

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

◎岡山県告示第百十七号

昭和四十三年岡山県告示第六百三十号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。
令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

〔一一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建部地区 農業用排水施設整備 吉田工区、ほ場整備 吉田工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建部地区 農業用排水施設整備 吉田工区、ほ場整備 吉田工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和五年三月十四日から同年四月四日まで

三 縦覧の場所

岡山市役所

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

(一一四) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量(航空重力測量)	測量の種類
令和五年四月一日から同年七月三十一日まで	測量期間

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

〔一一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町妹地	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年二月二十八日	終了年月日

〔二一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字菰ロニ二二一―一、二二三二―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社二丁目一六―一五

坂本 大輔

総社市総社八〇九―一ランドマーク元町C二〇―一

坂本 浩子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月二十五日岡山県指令建指第三三〇号

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

〔二一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字東鴻崎四四九―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一七〇―一 一〇一

谷山 望

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十九日岡山県指令建指第四一八号

〔二一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市東片上字沖浦二五五四―六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市穂浪字新田二三五四―二

株式会社竹田鉄工所

代表取締役 竹田 喬二

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十六日岡山県指令建指第四一三号

〔二一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字反下二三八―一、二三八―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区下中野七〇―一〇八

株式会社デザインーズハウス木屋

代表取締役 田代 智彦

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月六日岡山県指令建指第二六五号

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

〔二二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字反下二三八―一、二三八―三

二 公共施設の種類

道路、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区下中野七〇―一―一〇八

株式会社デザイナーズハウス木屋

代表取締役 田代 智彦

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十月六日岡山県指令建指第二六五号

◎岡山県人事委員会規則第二十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十四日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中

「
聴聞官（公安職給料表の
七級の職に限る。）
意見聴取官
」

を

「
意見聴取官
」

「
に改める。
」

附 則

この規則は、令和五年三月十六日から施行する。

令和5年3月14日 岡山県公報 第12480号

◎岡山県人事委員会規則第二十六号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和五年三月十四日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表警察の項中

聴聞官
室長

を

室長

に、

困難な業務を行う聴聞官
意見聴取官

を

意見聴取官

に、

幹部派出所長
幹部交番所長

を

幹部交番所長

に、

副署長
困難な業務を行う幹部派出所長

を

副署長

に、

地域安全交通官

を

地域安全官
交通官

に改める。

附 則

この規則は、令和五年三月十六日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財、岡山県指定重要無形民俗文化財及び岡山県指定史跡の指定をする。

令和五年三月十四日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三八七号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造獅子 一對
- 四 所在地 倉敷市児島下の町七丁目一四―一
- 五 所有者 (宗) 鴻八幡宮
- 六 製作年代 鎌倉後期から南北朝初期
- 七 寸法 像高 阿形・吽形共に五七・八センチメートル
- 八 指定理由

倉敷市児島に所在する鴻八幡宮の創建は、大宝元（七〇一）年に鴻八幡宮を勧請したと伝え、現在の倉敷市児島上の町、下の町、田の口、唐琴の人々から信仰されてきた。

本殿に安置される本像は、両像共に前肢片方を前方へ出し、胸を強く前方へ張り出して前肢を踏ん張り蹲踞する。阿形は鬘を房状に造り、先端を巻毛とし、吽形は鬘を房状に造るものの、先端を直毛として表現に変化を持たせている。両像共に体軀は細身で全体的に引き締まった印象を受け、鎌倉期の様式を表している。頭頂部に角の表現の痕跡が認められないことから、獅子像一对と考えられる。尾も当初の部材と考えられるが、阿形については尾の右半分の欠損が見られる。

材は針葉樹（ヒノキ材と思われる。）で、玉眼（後補）を嵌入して、漆箔仕上げとしており、当初の漆箔が所々に残る。基本的な構造は、阿形が胸やや右寄りから臀部尾の付け根を結ぶ線、吽形は胸やや左寄りから臀部尾の付け根を結ぶ線で左右二材を寄せているが、厚い彩色のため寄木造りか一木割矧造りかは速断できない。像底は手斧ではつった後、槍鉋で平滑にして、以下の銘文を墨書している。吽形の墨書銘は、一部擦り切れて確認できないものの、ほぼ同文と認められる。

「建武三年丙子 正月廿九日 慶尊」

この銘文が示すところはやや不明確であり、さらに「慶尊」が現時点では知られていないため、建武三（一三三六）年が造像年か、施入年かは速断できない。いずれにしても、鎌倉期から南北朝初期にかけての図像的な表現に忠実であり、保存状態も良く、作域優秀で凡そその製作年代（鎌倉後期から南北朝初期）が知られるなど、日本彫刻史上の在銘作品として貴重な作例である。

- 一 指定番号 有第三八七号
- 二 種別 重要文化財 考古資料
- 三 名称及び員数 西山遺跡出土特殊器台 二個体
- 四 所在地 倉敷市真備町箭田四七―一 倉敷市立真備図書館
- 五 所有者 倉敷市西中新田六四〇 倉敷市教育委員会
- 六 製作年代 弥生時代後期末葉（二世紀末から三世紀前半頃）
- 七 寸法 器台一 残存部高さ七八・〇センチメートル 胴部径三八・〇センチメートル
器台二 残存部高さ六〇・〇センチメートル 胴部径四〇・〇センチメートル

八 指定理由

西山遺跡は、倉敷市真備町箭田に所在し、小田川北岸の標高約三五メートルの丘陵上に位置する。昭和五十二年に住宅団地建設工事に伴う発掘調査が実施され、弥生時代後期末葉から古墳時代前期（二世紀末から四世紀頃）にかけての墓域が発見された。その一角で検出された土坑（穴）の中から、特殊器台二個体が横倒しでつなぎ合わされた状態で出土した。器台一は口縁部と脚部が打ち欠かれて胴部のみとなった状態で、上半部を欠いた器台二の脚部に差し込まれていたと報告されている。出土時点で破片を含めた長さは一四五センチメートルを測るが、本来の長さは一四〇センチメートル程度と推定される。中に人骨などは残存していなかったものの、その出土状況から棺に転用されたものと考えられている。

両特殊器台の胴部には、巴形及び三角形の透かし孔、連続S字状文、鋸歯文などの装飾が施され、表面全体に赤色顔料の塗布が認められる。いずれも弥生時代後期末葉（二世紀末から三世紀前半頃）に属するものである。

特殊器台は、通常、一メートル程度の高さを有し、胴部には曲線・直線の文様や透かし孔などが施され、外面は赤色に塗られるなど、装飾性豊かに焼き上げられた特別な大型の祭祀用土器である。吉備地域を中心に、弥生時代終わり頃の墳丘墓（大型の墳墓）から出土する場合が多いが、完形に近い状態で出土する例は限定される。当時の首長クラス等の墓で営まれた墳丘上での埋葬祭祀に使用されたとされ、上部に特殊壺を載せて、墳丘上に樹立された様子が復元される。弥生時代の吉備地域を特徴付けるもので、古墳時代に全国に普及する埴輪の起源と考えられており、古墳時代への転換を研究する上で、全国的にも重要な遺物となっている。

本資料は、特殊器台が棺に転用された珍しい例であり、埋葬に伴う特殊器台の利用方法を考える上で注目される。また、編年研究上重要な手がかりとなる大きさや文様構成などが良好な状態で保たれており、特殊器台の全形を知ることができる数少ない資料として、その資料的な価値が高い。さらに、本資料は器壁が一センチメートル未満とかなり薄いものであり、当時の吉備地域の土器製作技術水準の高さをすることもできる。

以上から、本資料は稀少な特殊器台に関わる多くの情報を有しており、吉備地域のみならず、全国的にも極めて重要な資料として評価することができる。

本資料は平成三十年七月の豪雨で水没し大きな被害を受けたが、精緻な保存修復作業が行われ、現在は倉敷市立真備図書館で展示、公開されている。なお、器台一は器台保持のため、打ち欠かれて失われていた口縁部と脚部を、器台二や他遺跡出土の特殊器台を参考に再現されている。

- 一 指定番号 民第五一号
- 二 種別 重要無形民俗文化財
- 三 名称 矢戸の蛇神楽
- 四 所在地 新見市哲多町矢戸三四八九―一
- 五 保存団体 蛇神楽実行委員会
- 六 指定理由

矢戸の蛇神楽は、十八世紀半ばから、新見市哲多町矢戸地区内にある宮の峠、只野、町の三集落が交替で当番組を務め、七年ごとに行われている式年大神楽を中心に行成されている祭礼行事である。

三集落の内の一つが、当番組として七年間を通じた準備にあたる。当番組の中から

選ばれた者が大当番となり、中心となって準備を進める。初年から四年目までは、奉納する神楽の依頼先の検討や、具体的な準備について打ち合わせや準備が行われる（「神楽相談」「神楽準備」）。五年目が式年の年に当たり、現在は十一月に入ると矢戸地区内の藁を使用して、大蛇の製作が行われる（最大で胴回り約四〇センチメートル、長さ約一五メートル、重さ約六〇〇キログラム）。藁蛇に豪華な頭をつけ、荒神の化身（依り代）とする。古くは神殿屋敷と呼ばれる田畑が集落ごとになり、そこに神殿を特設して神楽を行っていた。その後、世襲の頭屋で行うようになり、現在は新見市哲多町矢戸の公民館（新見市夢ひろば萬歳）を会場に行われている。

式年大神楽は、「湯立ての神事」により荒神を勧請することから始まる。そして、「荒神迎え」が行われた後に、神能の舞（「導きの舞」「猿田彦の舞」「天の岩戸開き」「国譲り」）を行う。その後、「幡分け」が行われ、さらに大蛇を神殿に入れる「綱入れ」「尾打ち」「鱗切り」「御神酒上げ」「白石神事」「松明神事」、続いて「布舞い」となる。布舞いの中で、太夫に荒神の霊が遷り、神懸かりとなる。神職が申し上げ（祝詞）を奏した後、荒神の託宣受けとなる。託宣では、太夫が投げ上げて掴み取った米粒の数によって、吉凶禍福が告げられる。

翌朝から氏子によって地区内において大蛇を引き回す「蛇押し」が行われる。ほぼ一日かけて三集落を巡り、日没時には宮の峠にある中山八幡神社境内にある一間社の本山荒神社本殿に大蛇を巻き付け、御戸が開かないようにする。翌日「三日の御祭」が行われて祈願成就となる。

式年の年を入れて三年目の秋に、御戸開き大神楽を執行する。その際は、大当番も当番組も、式年大神楽と同じ集落が務める。神楽の内容はほぼ式年大神楽と同じだが、蛇は新たに作らず、託宣も蛇押しも行われない。神楽の祭典の後、次期大当番へ「頭渡し」（大当番を渡すこと）が執り行われ、当番組の責任が終了する。

矢戸の蛇神楽の由来について、矢戸地区には次のようなことが伝わっている。「矢戸村庄屋の杉源五右衛門が、厳しい年貢の取り立てに苦しむ人々のため備中松山藩水谷氏へ税の軽減を直訴したため打ち首になった。矢戸地区の人々が、その感謝慰霊のため、杉荒神が勧請され、三集落に鎮座する本山荒神社、派荒神社の祭礼に合わせて神楽が奉納された。」しかし、蛇神楽を構成する内容から、江戸時代以前にあつたこの地域の土着の信仰が、現在の形へと変化したものと考えられる。

以上のように、これらの行事は江戸時代後期以降の由来を持っているが、古い荒神神楽の形態も残されている。このことから、江戸時代以前から当地に残っていた祭礼が、神能の舞を加えて、現在の形になって伝わったものと考えられる。また、藁蛇の製作、藁蛇に荒神を憑依させる行為、さらには託宣を経て、田畑を駆け巡るような行事も残されており、これらの行事がほぼ全て現在まで伝承されているものは他にないことから、大変貴重である。

一 指定番号 記第一一七号

二 種別 史跡

三 名称及び員数 黒宮大塚墳墓群

四 所在 倉敷市真備町尾崎六八〇番地一及び六八二番地の一部
 国土地調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第V座標系を
 基準とする第一地点（XⅡマイナス一五二、二五五・〇〇〇メ
 ートル、YⅡマイナス六〇、七二〇・〇〇〇メートル）、第二
 地点（XⅡマイナス一五二、二四六・〇〇〇メートル、YⅡマイ
 イナス六〇、七一一・〇〇〇メートル）、第三地点（XⅡマイ

ナス一五二、二五四・〇八一メートル、YⅡマイナス六〇、六八九・〇三九メートル)、第四地点(XⅡマイナス一五二、二八〇・九六七メートル、YⅡマイナス六〇、六六二・九〇五メートル)、第五地点(XⅡマイナス一五二、二八三・〇〇〇メートル、YⅡマイナス六〇、六五三・〇〇〇メートル)、第六地点(XⅡマイナス一五二、二九二・〇〇〇メートル、YⅡマイナス六〇、六四八・〇〇〇メートル)、第七地点(XⅡマイナス一五二、三一三・〇〇〇メートル、YⅡマイナス六〇、六七二・〇〇〇メートル)、第八地点(XⅡマイナス一五二、三一〇・〇〇〇メートル)、第九地点(XⅡマイナス一五二、三〇二・〇〇〇メートル、YⅡマイナス六〇、六九〇・〇〇〇メートル)、第一地点(XⅡマイナス一五二、二九〇・七二三メートル、YⅡマイナス六〇、六九六・七六〇メートル)、第二地点(XⅡマイナス一五二、二七三・六八三メートル、YⅡマイナス六〇、七一・五一二メートル)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲

指定範囲に関する実測図を岡山県教育委員会及び倉敷市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

地積合計 二、四九三・四三平方メートル

五 所有者 倉敷市真備町尾崎二六七九 (宗) 熊野神社

六 指定理由

黒宮大塚墳墓群は、倉敷市真備町尾崎に所在し、小田川北岸の標高約四〇メートルの丘陵先端に位置する。昭和五十二年に倉敷考古館による発掘調査が実施され、弥生時代後期後葉(二世紀後半頃)に営まれた墳丘墓として知られている。墳丘の形態や規模については諸説があったが、平成三十一年三月に倉敷市教育委員会が精細な測量調査を実施し、その結果、隣接する二基の墳丘墓で構成される墳墓群であることが明らかになった。

一号墓は、長径約三五メートル、短径約三〇メートルの楕円形墳丘墓と推定され、高さは四から五メートルを測る。墳頂のほぼ中央には八幡神社の社殿が建つが、その北西側で全長二・二メートル、幅〇・九メートル、深さ〇・七メートルの竪穴式石室が発見されている。その床面には円礫が敷かれて朱が薄く認められ、硬玉製勾玉(特殊器台を含む。)が出土している。調査後、この石室は覆屋を設けて保護され、発掘当時の状態で公開されている。二号墓は一号墓の北西に隣接し、長辺約一二メートル、短辺約一〇メートルの方形墳丘墓と推定される。高さ一メートル程度の低平な墳丘をもち、埋葬施設として土坑墓四基が検出されている。さらに、一、二号墓の各所から特殊器台など祭祀に用いられた土器が出土している(一、二号墓からの出土品は、いずれも倉敷考古館所蔵)。

黒宮大塚墳墓群は、弥生時代後期後葉に築造され、特に一号墓の墳丘は径三〇メートルを超える大規模なものである。ほぼ同時期に築造されたと見られる楯築遺跡は当時国内で最大の規模を誇る墳丘墓であるが、それに次ぐ規模であり、県内の弥生墳丘墓はもとより、全国的に見てもかなり規模が大きく、この地域の有力首長の墓と評価できる。また、墳頂部で検出されている竪穴式石室は国内最古級のものであること

に加えて、特殊器台をはじめとした多くの供献土器も出土しており、この時期の墳墓祭祀の在り方や古墳の成立過程をうかがい知ることができる。

この時期、備中南部地域で特徴的に成立した大型墳丘墓群は、その内容から見ても互に密接な関係を有していたと考えられるが、当墳丘墓の存在は、小田川流域の重要性を雄弁に物語り、当時の社会の在り方を研究する上でも欠くことのできない遺跡として貴重である。

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、備前市日生町地先海面の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和五年三月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 保護区域

次に掲げる点ア及び点イを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

点ア 備前市日生町鹿久居島堤東端に設置した標識

点イ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

二 小型機船底びき網漁業の禁止区域

1 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点イ及び点ウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点イ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

イ 次に掲げる点ウ及び点エを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

点エ 備前市日生町鹿久居島水の浦東側突端

ウ 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第三十九条に規定する区域を除く。）

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し線

との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高潮

時海岸線との交差点

2 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業のうち、あみこぎ網漁業、いかこぎ網漁業、べいかこぎ網漁業、なまこぎ網漁業、自家用餌料びき網漁業、貝けた網漁業及びなまこけた網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線、備前市日生町鹿久居島の最大高潮時海岸線及び備前市日生町頭島周辺の最大高潮時海岸線から五〇メートルの距離の線とによって囲まれた区域

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し線

との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高潮

時海岸線との交差点

イ 次に掲げる点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ケ 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

点コ 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

三 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当該員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

四 指示の有効期間

令和五年四月一日から令和七年十二月三十一日まで